

令和5年5月9日

飯田市議会議長 様

予算決算委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第2条第2項に規定する所管に属する事務について、総務委員会、社会文教委員会、産業建設委員会の所管事務調査と連動して調査するため、閉会中の継続調査をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会会議規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事項
予算及び決算に関する事項
- 2 調査目的
飯田市政の健全な発展に資するため
- 3 期間
委員の任期終了まで